

社会福祉法人羽村市社会福祉協議会身体拘束等適正化のための指針

令和4年12月28日羽社協発第1122号

社会福祉法人羽村市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、羽村市から受託している障害者支援に資する事業、及び、本会が開設する社協ケアサービスが行う指定障害福祉サービスの居宅介護及び同行援護（以下「居宅介護事業等」という。）について、以下のとおり、身体拘束等適正化のための指針を定め、障害者支援の質の向上に努めるものとする。

1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。羽村市障害者就労継続支援B型事業いちょう、羽村市障害者生活介護事業さくら、羽村市地域活動支援センターI型事業あおば、及び居宅介護事業等を行う社協ケアサービス（以下「事業所」という。）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めることとする。

(1) 身体拘束の禁止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準では、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない旨規定されている。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要件を満たす状態にある場合は、それらの要件等の手続きが慎重に実施されているケースについて必要最低限の身体拘束を行うことがある。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の禁止

事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止し、拘束を必要としない方法を検討することにより、拘束ゼロに向けた支援の向上に努める。また、事業所内で行われている拘束については、常にその状況を把握し、必要性の有無について検討する。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性、非代替性及び一時性の3要件の全てを満たした場合のみとする。また、身体拘束を行った場合は、その状況について経過記録を行い、可能な限り早期に拘束を解除する。

(3) サービス提供における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 人員が少なく状況が把握できない等の理由により安易に身体拘束を行わない。
- ② 障害などにより理解が難しい方にも、一方的に、安易に身体拘束を行わない。
- ③ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動を行わない。
- ④ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら支援を行う。

3 身体拘束等の適正化に向けた組織体制

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

事業所では、身体拘束の廃止及び適正化にむけて身体拘束適正化検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。なお、委員会は、虐待の防止のための対策を検討する委員会がその機能を兼ねるものとする。委員会の開催は年1回以上の開催とし、必要に応じて随時開催することとする。

4 身体拘束等を行う際の基本方針

緊急やむを得ず、身体拘束を行う際には、以下の手続きを実施するものとする。

(1) カンファレンスの実施

- ① 切迫性、非代替性及び一時性の3要件を全て満たしているかどうかを確認し、担当職員(管理者含む。不在の場合はその際の職位の上位者)で協議を行う。
- ② 身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法・場所・時間帯・期間等について検討し、本人・家族等に対する説明書を作成する。

(2) 利用者や家族に対しての説明

- ① 早急に家族や後見人等に連絡を取り、了解を得る。
 - ② 連絡が取れない場合は、実施後速やかに連絡し、了解を得る。
- (3) 記録と再検討
- ① 拘束の様子、心身の状況、やむを得なかった理由などを記録する。
 - ② 身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。
- (4) 身体拘束の解除
- 本人の状況の変化や拘束方法の改善等により、身体拘束を継続する必要がなくなった場合には、速やかに拘束を解除し、家族等に連絡する。

5 研修の方針

事業所は、その従事者に対し、定期的に、虐待防止研修と身体拘束等の適正化のための研修を一体的に実施する。

- (1) 研修の実施
- ① 身体拘束適正化のための研修は年1回以上を目安に行う。
 - ② 研修が必要と考えられる事象が発生した場合は随時研修を実施する。
- (2) 研修の内容
- 身体拘束適正化に関する基本的な内容等を伝達するとともに、事例等を通じた検討などを行う。
- (3) 研修の記録
- 研修の実施内容は、開催の都度、記録を作成する。

6 当該方針の閲覧等に関する方針

この指針は、利用者又は利用者家族等関係者からの求めに応じて、いつでも事業所内で閲覧に供すると共に、事業所のホームページにも公表し、自由に閲覧できるようにする。